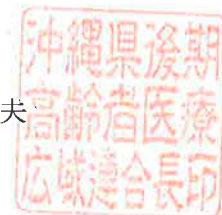


沖縄県後期高齢者医療広域連合告示第 5 号

平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年7月8日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島 袋 俊 夫



平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年度後期高齢者医療制度事業実施要綱（平成23年3月29日付け保発0329第3号厚生労働省保険局長通知（以下「実施要綱」という。）に基づく事業（以下「補助事業」という。）にかかる市町村（沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の第2条に規定する構成市町村をいう。）への補助について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が後期高齢者医療の保険料収納対策等にかかる事業に要する経費を充てるため、市町村に対して補助し、後期高齢者医療保険料の負担の公平性を確保すると共に、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、補助事業のうち実施要綱第3（2）④に規定する事業（以下「対象事業」）を実施する市町村のうち、沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が選定したものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。この基準額とは厚生労働省が定めた平成23年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱に規定された、厚生労働大臣が必要と認めた額と同額とする。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保険料収納対策等	広域連合長が必要と認めた額	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 報酬費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保管料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金・補助及び交付金	定額

（交付の申請）

第5条 市町村は、補助金の交付を申請する場合は、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付申請書（別紙様式1）に係る書類を添えて、広域連合長が別に定める期日までに広域連合長に提出するものとする。

（交付の決定）

第6条 広域連合長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査等により、補助金の交付申請がなされた日から起算して1箇月以内に補助金の交付の決定をするものとする。この場合において広域連合長は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（1）対象事業の内容の変更をする場合には、広域連合長の承認を受けなければならないこと。

（2）対象事業を中止し、又は廃止する場合には、広域連合長の承認を受けなければならないこと。

（3）対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに広域連合長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（4）対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、広域連合長が別に定める期間を経過するまで、広域連合長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

（5）広域連合長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を広域連合に納付させることがある。

（6）対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（7）補助金と対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第1号）

を作成し、これを対象事業の完了の日（対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

（交付決定の通知）

第7条 広域連合長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付決定通知書（別紙様式2）により市町村長へ通知するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 広域連合長は、補助金の概算払をする必要があると認める場合には、広域連合の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

2 前項の概算払を受けようとする市町村は、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金概算払請求書（別紙様式3）を広域連合長に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第9条 市町村長は、第6条の規定により広域連合長の承認を求めるときは、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金変更交付申請書（別紙様式4）に関係書類を添えて広域連合長が別に定める日までに広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、補助金の交付の変更決定をするものとする。

3 広域連合長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金追加交付決定通知書（別紙様式5）により市町村長へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 市町村長は、当該年度の対象事業が完了したとき又は第6条の規定による承認を受けたときには、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金実績報告書（別紙様式6）に関係書類を添えて、広域連合長が別に定める日（第6条の規定による承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から起算して1箇月を経過した日）までに広域連合長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 広域連合長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の内容等を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付額確定通知書（別紙様式7）により速やかに市町村長に対して通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた市町村が、補助金の交付を受けようとするとき

は、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付請求書（別紙様式8）を
広域連合長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 広域連合長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を
超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について広域連
合に返還することを命ずることができる。

（その他）

第14条 特別の事情により第4条、第5条、第9条第1項及び第10条に定める算定方
法、手続きによることができない場合には、あらかじめ広域連合長の承認を受けてその
定めるところによるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別紙様式 1 (第 5 条関係)

第 号
平成 年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長

印

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納
対策等事業費補助金交付申請書について

標記の件について、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費
補助金所要額調書 (別紙 1 - 1)
- (2) 平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実
施計画書 (別紙 1 - 2)
- (3) 平成 2 3 年度歳入歳出予算 (見込み) 書抄本

平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金所要額調書

市町村名: _____

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A－B) (C)	基準額 (D)	対象経費の支出予定額 (E)	選定額 (F)	広域連合補助基本額 (G)	広域連合補助所要額 (H)	備 考
保険者機能強化事業 保険料収納対策等	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計									

- (注)
- 1 (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
 - 2 (B)欄は交付要綱第4条の収入見込額を記入すること。
 - 3 (D)欄は別紙1－2「沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実施計画書」の基準額を記載すること。
 - 5 (E)欄は交付要綱第4条の「対象経費」の支出予定額の合計を記入すること。
 - 6 (F)欄は(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
 - 7 (G)欄は(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
 - 8 (H)欄は(G)欄の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 - 9 備考欄は参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実施計画書

市町村名

事業目的					
事業実施計画		別記 1 のとおり			
		被保険者数		人	
事業実施予定期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
	経費区分	経費区分毎の 支出予定額	積算内訳		
基準額					
			合計	円	
対象経費の 支出予定額		円	・ 経費区分ごとに内訳を記入すること。		
			合計	円	
(備考)					

注) 1. 「事業実施計画」欄の「被保険者数」欄は、平成 2 3 年 4 月 1 日（当該日の数が把握できない場合は、把握できる範囲で当該日に最も近い日）現在の被保険者数を記入すること。
2. 「事業実施計画」欄には、「別記 1 のとおり」とする。
3. 「基準額」欄及び「対象経費の支出予定額」欄については、交付要綱第 4 条に基づき算出し記入すること。

別記1(第5条関係)
保険料収納対策等実施計画

市町村名

収納状況	
現在の収納対策 及び体制	
収納対策におけ る問題点	

企画した 実施方法 及び目標	
実施体制	
年間スケジュール	

様式第1号(第6条関係)

平成22年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金調書

市町村名

[illegible]

- (注) 1 「市町村」の「科目」は、款、項、目それぞれ記入すること。
2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2（第 7 条関係）

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 (印)

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料
収納対策等事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定されたので通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第 3 条に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりです。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知します。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 この補助金は、交付要綱の第 4 条に定める交付額の算定方法により行います。

4 この補助金は、交付要綱の第 6 条に掲げる事項を条件として交付します。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第 1 0 条に定めるところにより行われなければなりません。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。

以上

別紙様式 3 (第 8 条関係)

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料
収納対策等事業費補助金概算払請求書

請 求 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

平成 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定の通知のあった平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金のうち、次の金額を概算払で交付されるよう、「平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策事業費補助金交付要綱」の第 8 条第 2 項の規定により請求します。

内 訳	千	百	拾	万	千	百	拾	円
補助金交付決定額								
交 付 済 額								
今 回 請 求 額								
残 額								

概算払の請求理由

平成 年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者：住所

氏名 〇〇市町村長

印

口座振込依頼書	
銀 行 名	
預金の種類	
口 座 番 号	
メ イ ギ シ 名 義 人	

別紙様式4（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長



平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納
対策等事業費補助金変更交付申請書について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成23年度沖縄県後期
高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金について、下記のとおり変更交付されるよう関
係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額

今回追加交付（一部取消）申請額	金	円（B）－（A）
内訳	補助金既交付決定額	金 円（A）
	変更後補助金所要額	金 円（B）

2 関係書類

- （1）平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費
補助金所要額調書（別紙4－1）
- （2）平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実
施計画書（別紙4－2）
- （3）平成23年度歳入歳出予算（見込み）書抄本

平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業補助金所要額調書

市町村名: _____

区 分	総 事 業 費 (A)	寄付金その他 の 収 入 額 (B)	差 引 額 (A－B) (C)	基 準 額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選 定 額 (F)	広域連合 補助基本額 (G)	広域連合 補助所要額 (H)	広域連合 補助金 交付決定額 (I)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)－(I) (J)	備 考
保険者機能強化事業 保険料収納対策等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計											

- (注)
- 1 (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
 - 2 (B)欄は交付要綱第4条の収入見込額を記入すること。
 - 3 (D)欄は別紙4－2「沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実施計画書」の基準額を記載すること。
 - 4 (E)欄は交付要綱第4条の「対象経費」の支出予定額の合計を記入すること。
 - 5 (F)欄は(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
 - 6 (G)欄は(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
 - 7 (H)欄は(G)の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
 - 8 備考欄は参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実施計画書

市町村名

事業目的					
事業実施計画		別記 2 のとおり			
		被保険者数		人	
事業実施予定期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
	経費区分	経費区分毎の 支出予定額	積算内訳		
基準額					
			合計	円	
対象経費の 支出予定額		円	・ 経費区分ごとに内訳を記入すること。		
			合計	円	
(備考)					

注) 1. 「事業実施計画」欄の「被保険者数」欄は、平成 2 3 年 4 月 1 日（当該日の数が把握できない場合は、把握できる範囲で当該日に最も近い日）現在の被保険者数を記入すること。
2. 「事業実施計画」欄には、「別記 2 のとおり」とする。
3. 「基準額」欄及び「対象経費の支出予定額」欄については、交付要綱第 4 条に基づき算出し記入すること。

別記2(第9条関係)
保険料収納対策等実施(変更)計画

市町村名

収納状況	
現在の収納対策 及び体制	
収納対策におけ る問題点	

企画した 実施方法 及び目標	
実施体制	
年間スケジュール	

別紙様式 5（第 9 条関係）

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 (印)

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等
事業補助金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金については、平成 年 月 日付け 第 号の申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第 3 条に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりです。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
うち今回追加交付（一部取消）額	金	円
- 3 この補助金は、交付要綱の第 4 条に定める交付額の算定方法により行います。
- 4 この補助金は、交付要綱の第 6 条に掲げる事項を条件として交付します。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第 1 0 条に定めるところにより行われなければなりません。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。

別紙様式6（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長

印

平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料
収納対策事業費補助金実績報告書について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の件について、下記
のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額

交付決定の受けた額 金 _____ 円 (A)

実 績 額 金 _____ 円 (B)

交付決定を受けた額と実績額との差額 金 _____ 円 (B) - (A)

2 関係書類

- (1) 平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費
補助金実績額調書（別紙6-1）
- (2) 平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策事業実施
結果報告書（別紙6-2）
- (3) 平成23年度保険料収納対策等に係る効果等の状況
（別紙様式6-3）
- (4) 平成23年度歳入歳出決算（見込み）書抄本

平成23年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金実績額調査書

市町村名: _____

区 分	総 事 業 費	寄付金その他 の 収 入 額	差 引 額 (A－B)	基 準 額	対象経費の 支出済額	選 定 額	広域連合 補助基本額	広域連合 補助所要額	広域連合 補助金 交付決定額	広域連合 補助金 受入済額	補助金 超過額 (J)－(I)	備 考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	
保険者機能強化事業 保険料収納対策等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計												

(注)

- 1 本調査書は予定額ではなく、全て実績額を記入すること。
- 2 (A)欄は本事業に要した全ての経費の実支出額の合計額を記入すること。
- 3 (B)欄は交付要綱第4条の収入額を記入すること。
- 4 (D)欄は別紙6－2「沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実施結果報告書」の基準額を記載すること。
- 5 (E)欄は交付要綱第4条の「対象経費」の実支出額の合計を記入すること。
- 6 (F)欄は(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- 7 (G)欄は(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額の合計を記入すること。
- 8 (H)欄は(G)の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
- 9 備考欄は参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成 23 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業実施結果報告書

市町村名

事業目的					
事業実施 結果の概要		別記 3 のとおり			
		被保険者数		人	
事業実施予定期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
	経費区分	経費区分毎の 支出予定額	積算内訳		
基準額					
			合計		円
対象経費の 実支出額		円	・ 経費区分ごとに内訳を記入すること。		
			合計		円
(備考)					

注) 1. 「事業実施計画」欄の「被保険者数」欄は、平成 23 年 4 月 1 日（当該日の数が把握できない場合は、把握できる範囲で当該日に最も近い日）現在の被保険者数を記入すること。
2. 「事業実施結果の概要」欄には、「別記 3 のとおり」とする。
3. 「基準額」欄及び「対象経費の支出予定額」欄については、交付要綱第 4 条に基づき算出し記入すること。

別記3(第10条関係)
保険料収納対策等実施結果報告書

市町村名

収納状況	
収納対策における問題点	

企画した 実施方法 及び目標 達成状況	
実施体制	
年間スケジュール	

※当初の実施計画に基づき、実施した状況や結果について記入してください。

平成23年度保険料収納対策等に係る効果等の状況

活動実績		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
経費														
実施にあたっての問題点及び今後の検討事項														

※「保険料収納対策等に係る効果等の状況」の作成については、実施計画に沿って作成して下さい。

別紙様式 7 (第 11 条関係)

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 ㊟

平成 23 年度沖縄県後期高齢者医療保険料
収納対策等事業費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 23 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金については、平成 年 月 日付け 第 号の事業実績に基づき、交付額を下記のとおり確定したので、平成 23 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

なお、精算不足額については追加交付することとし、超過交付額については返還されますよう併せて通知します。

記

- 1 事業に要する経費及び補助金の交付確定額は、次のとおりである。

事業に要する経費 金 _____ 円

交付確定額 金 _____ 円

別紙様式 8 (第 1 2 条関係)

平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料
収納対策等事業費補助金交付請求書

請 求 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

平成 年 月 日付け〇〇第 号で確定の通知のあった平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策等事業費補助金を、上記のとおり交付されるよう、「平成 2 3 年度沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策事業費補助金交付要綱」の第 1 2 条の規定により請求します。

内 訳								
補助金交付決定額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
交 付 済 額								
今 回 請 求 額								
残 額								

平成 年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者：住所

氏名 〇〇市町村長

⑩

口座振込依頼書	
銀 行 名	
預金の種類	
口 座 番 号	
マイギン 名 義 人	